

平成30年度「給食施設栄養管理状況報告書」とりまとめ結果（概要）

1 調査の概要

健康増進法では、給食を通じた利用者の健康増進を推進する観点から、特定給食施設の設置者に対し、栄養管理基準に基づいた栄養管理を行うよう義務付けている。

本市では、特定給食施設に対し、健康増進法第24条第1項の規定に基づき、栄養管理状況報告書の提出を求めている。また、特定給食施設に該当しない給食施設に対しても、市条例第3条及び新潟市健康増進法施行細則第7条により栄養管理状況について報告を求めている。

今回、平成30年度の結果を取りまとめたので報告する。

2 調査時期 平成31年1月

3 対象 新潟市内の給食施設

4 調査内容 平成30年中の給食実施状況

①施設の状況（運営状況、管理栄養士・栄養士の配置等）

②栄養状況（対象者の状況、食数、栄養管理状況、栄養情報の提供状況、危機管理体制等）

5 給食施設数

（平成31年1月31日現在報告数）

| 種別 | 給食施設数(①+②)※ | (再掲)特定給食施設② |
|---------------|-------------|-------------|
| 1 学校・幼稚園 | 156 | (130) |
| 2 病院・診療所 | 53 | (36) |
| 3 介護老健・老人福祉施設 | 313 | (78) |
| 4 児童福祉施設 | 256 | (110) |
| 5 社会福祉施設 | 33 | (2) |
| 6 事業所・寄宿舍等 | 100 | (36) |
| 合計施設数 | 911 | (392) |

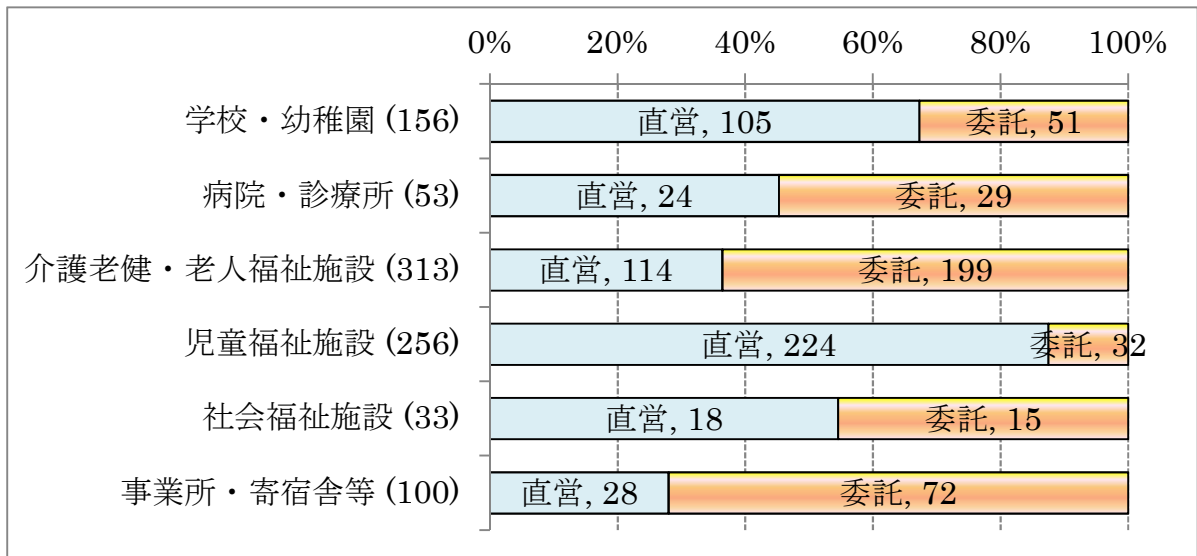
※「給食施設数」について

①市条例第2条により、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、通例として1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設数。（特定給食施設を除く）

②「特定給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。（健康増進法第20条第1項）

6 施設の状況（全体）

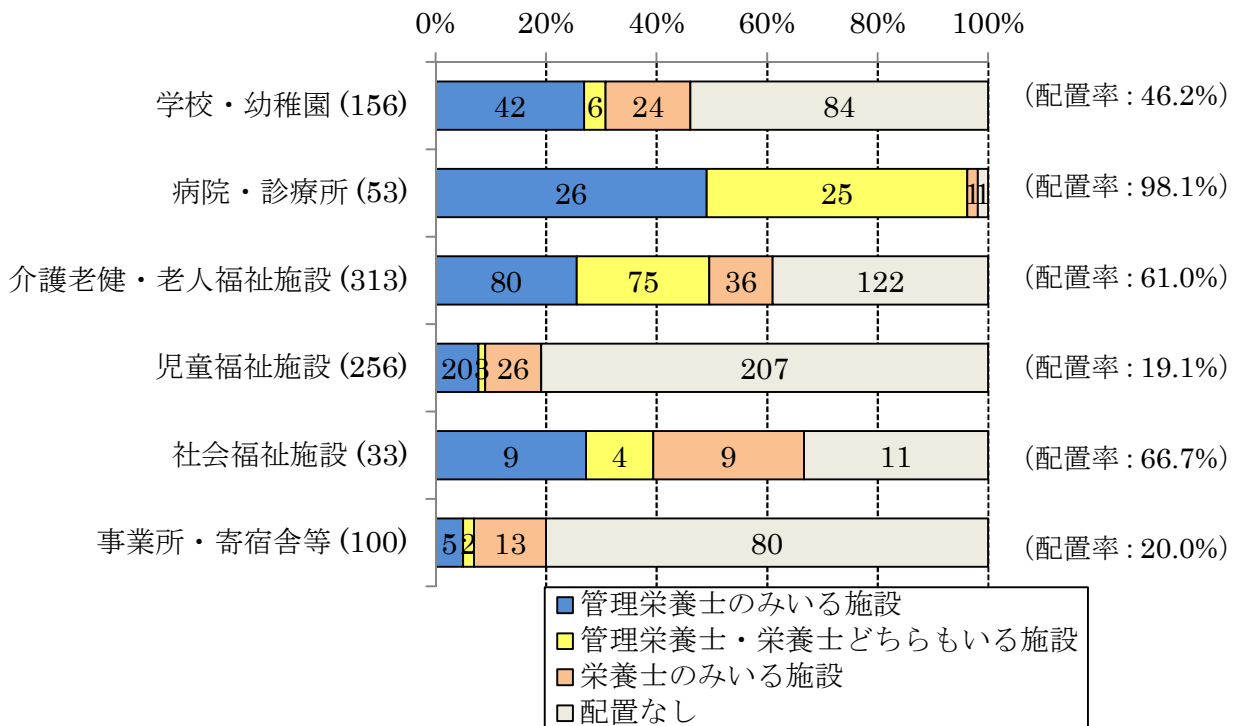
（1）運営状況（給食業務の直営、委託の状況）



- ・もっとも直営率が高いのは児童福祉施設で88%。
- ・老人施設及び事業所・寄宿舍等では委託率が高い。

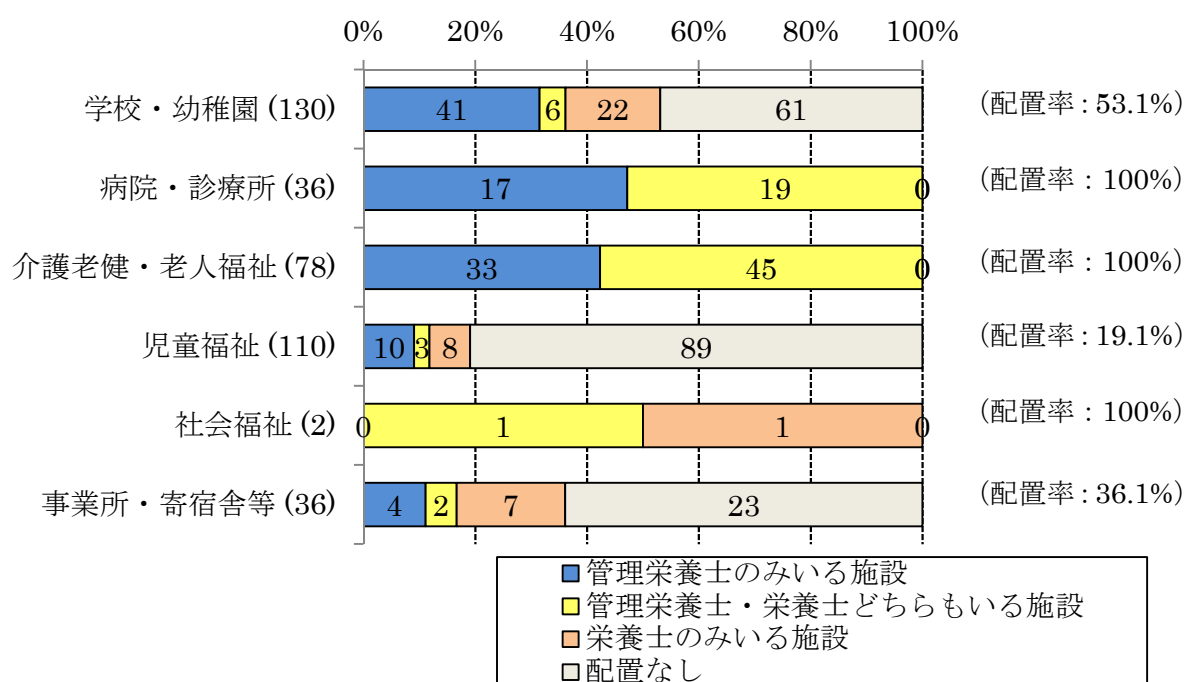
（2）管理栄養士・栄養士の配置状況（専任者（委託事業者に所属を含む）の配置）

【給食施設全体】



- ・市立学校の自校式給食施設への配置は兼務が多いため、学校の配置率は50%に満たない。
- ・特に児童福祉施設と事業所・寄宿舍等の配置率が低い状況である。

【特定給食施設（再掲）】



- ・病院・診療所、老人施設、社会福祉施設では関連法による規定もあるため、100%の配置率である。
- ・児童福祉施設では、特定給食施設であっても配置率が低い。

《施設区別の結果の公表について》

新潟市ホームページでは、以下の施設区別の取りまとめ結果を公表していますので参考にしてください。

- 学校・幼稚園等
- 病院・診療所
- 介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉施設
- 児童福祉施設
- 事業所・寄宿舍・その他

【栄養管理状況報告書の結果について】

URL : <http://www.city.niigata.lg.jp/iry/shoku/kyushokushisetsu/index.html>

【問合せ先】

新潟市保健所食の安全推進課 管理係
 新潟市中央区紫竹山 3-3-11
 TEL 025-212-8223
 FAX 025-246-5673